

入札件名：令和 7 年度健康診断事業

本件に係る資料は、以下記載の資料番号 1 ～ 1 1 から構成されており、紙配付は行っていないため、調達ポータルサイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【調達ポータルサイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告、入札内訳書
2	入札適合条件（適合証明書）
3	契約書（案）
4	仕様書

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 （最低価格落札方式 電子調達システム対応版）
6	予算決算及び会計令（抜粋）
7	（様式 1）質問状
8	（様式 2）入札書〔紙による入札の場合〕
9	（様式 3）理由書〔紙による入札の場合〕
1 0	（様式 4）委任状〔紙による入札の場合〕
1 1	（様式 5）見積書

※<https://www.chugoku.meti.go.jp/nyusatu/tender-notice.html>
（中国経済産業局＞調達情報＞入札公告関係資料＞最低価格落札方式）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号 5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

令和 7 年 1 月 1 7 日

支出負担行為担当官

中国経済産業局総務企画部長 吉田 秀人

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度健康診断事業

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号 4）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、予定数量に単価を乗じて計算した金額（事業の実施に必要な経費のほか、最低賃金の改定等に要する費用を含む）の合計額で行う。入札者は、単価及び予定総価を記載した入札内訳書を必ず添付の上、入札書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号 6、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 4・5・6 年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

なお、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に再請負させる場合は注文者の承諾が必要となる。

（事業者一覧はこちら）

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4) 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

- (5) 一定規模（200名以上）の団体を複数受け入れ可能であり、健康診断業務を適正に履行できる体制が整っていること。
- (6) 日本総合健診医学会が認定する優良施設、又は日本人間ドック学会が認定する人間ドック健診施設機能評価認定施設であること。
- (7) 実施場所は、広島合同庁舎から3km圏内の健康診断実施機関が保有する施設であること。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～11のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

調達ポータルサイトの「調達情報の検索 調達種別の選択」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達資料」を必ずダウンロードすること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

イ. 資料番号5～11

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

<https://www.chugoku.meti.go.jp/nyusatu/tender-notice.html>

※2. 最低価格落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。質問がある場合は、3.(3)の(様式1)質問状(資料番号7)へ記載し、メールにて提出すること。質問がない場合でも寄せられた質問及び回答を共有するので、本公告末尾に記載の担当者に対し、連絡先(社名、担当者名、電話番号、メールアドレス)を登録すること。

(3) 質問期限

令和7年1月24日(金) 17時00分

仕様書、入札適合条件(適合証明書)等について質問等がある場合は、(様式1)質問状(資料番号7)へ記載し、本公告末尾に記載の担当者宛てメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 入札適合条件(適合証明書)の提出期限、提出場所及び提出方法

ア. 提出期限

令和7年1月31日(金) 17時00分

イ. 提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

調達ポータル(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)から「入札・契約を行う」メニューの「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、「証明書・提案書等提出」画面にて入札適合条件(適合証明書)(資料番号2)を提出すること。

【その他の方法による提出】

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の担当者へ、入札適合条件(適合証明書)及び(様式3)理由書(資料番号9)を次の方法により提出すること。

a 郵送による提出

配達記録が残る形でア.の提出期限までに必着とし、入札書を同封しないよう留意すること。

b 電子メールによる提出

ア.の提出期限までに受信を完了するよう送信することとし、入札書を送信しないよう留意すること。

c 持参による提出

ア.の提出期限までに本公告末尾に記載する担当者宛て持参すること。

(5) 入札の日時、場所及び方法等

ア. 入札日時

令和7年2月14日（金）14時00分

イ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

上記ア.記載の入札日時までに、調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) から「入札・契約を行う」メニューの「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、「入札（見積）書提出」画面にて入札書を提出すること。

※入札内訳書を必ず添付の上、提出すること。

【紙による提出】

上記ア.記載の入札日時に、中国経済産業局 2階 地方連絡室にて（様式2）入札書（資料番号8）および入札内訳書を提出すること。

ウ. 開札の日時及び場所等

開札は、中国経済産業局 2階 地方連絡室にて入札日時後直ちに行う。

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合は、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は（様式4）委任状（資料番号10）を提出すること。
- ・提出した入札適合条件（適合証明書）及び入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・入札適合条件（適合証明書）は、本入札に関する審査以外の目的には使用しない。

(6) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）、（5）にてのみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書等

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、(様式5) 見積書(資料番号11)を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案(資料番号3)をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○契約書(役務請負契約条項)

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r6ukeoi_format.pdf

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

9. その他

(1) 本調達、令和7年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者としてすることとする。

(2) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

10. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先(操作方法等)

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等を御利用の場合)

FAX 017-731-3352

受付時間 平日9時00分～17時30分(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。)

URL <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA02/OZA0201>

(2) その他、本件に関する連絡先(メール等による入札適合条件(適合証明書)、質問状等の提出先)

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 総務企画部 会計課

担当者: 村上 絢香

電話 082-224-5622 (ダイヤルイン)

E-mail: bz1-cgk-kyosai@meti.go.jp

入 札 内 訳 書
入札件名:令和7年度健康診断業務

一般定期健康診断

検査項目	予定数量(a)	単価(b)	金額(a)×(b)
① 診察 業務歴・既往歴・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体測定(身長・体重・肥満度・BMI・体脂肪率・腹囲)	190		
② 視力(左右)及び聴力(オージオメーター使用、1KHz、4KHz)の検査	190		
③ 血圧測定	190		
④ 尿検査(糖・蛋白・潜血)	190		
⑤ 胸部X線検査(デジタル撮影)	190		
⑥ 喀痰細胞診	5		
⑦ 生化学的検査 肝 機 能 :GOT・GPT・γ-GTP・TP・ALP・T-Bil・CH-E・蛋白分画 血 中 脂 質 :T-ch・TG・HDL-ch・LDL-ch 腎 機 能 :尿酸・尿素窒素・クレアチニン・Na・K・Cl・Ca・IP・e-GFR 糖 代 謝 :血糖・HbA1c	190		
⑧ 血液学的検査(貧血検査を含む) 白血球数・赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・血小板数・白血球分画・MCV・MCH・MCHC	190		
⑨ 免疫学的検査 HCV抗体・HBs抗原	10		
⑩ 心電図検査	135		
⑪ 胃部X線検査(デジタル撮影)	25		
胃部内視鏡	75		
⑫ 大腸がん検査(免疫便潜血2日法:定量値含む)	135		
⑬ 腹部超音波検査(胆嚢・肝臓・腎臓・脾臓・膵臓)	135		

特別定期健康診断

検査項目	予定数量(a)	単価(b)	金額(a)×(b)
① 診察(自覚症状等の検査)	1		
② 被ばく経歴の評価	1		
③ 末梢血検査(白血球数・白血球百分率・赤血球数・血色素量又はヘマトクリット値)	1		
④ 白内障に関する眼の検査	1		
⑤ 皮膚の検査	1		

臨時の健康診断

子宮がん検診

検査項目	予定数量(a)	単価(b)	金額(a)×(b)
① 内診、頸部細胞診	70		

乳がん検診(①②いずれかの選択制)

検査項目	予定数量(a)	単価(b)	金額(a)×(b)
① 乳腺超音波検査	55		
② マンモグラフィ検査(2方向)	15		

採用時健康診断

検査項目	予定数量(a)	単価(b)	金額(a)×(b)
① 診察 業務歴・既往歴・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体測定(身長・体重・肥満度・BMI・体脂肪率・腹囲)	10		
② 視力(左右)及び聴力(オージオメーター使用、1KHz、4KHz)の検査	10		
③ 血圧測定	10		
④ 尿検査(糖・蛋白・潜血)	10		
⑤ 胸部X線検査(デジタル撮影)	10		
⑥ 生化学的検査 肝 機 能 :GOT・GPT・γ-GTP・TP・ALP・T-Bil・CH-E・蛋白分画 血 中 脂 質 :T-ch・TG・HDL-ch・LDL-ch 腎 機 能 :尿酸・尿素窒素・クレアチニン・Na・K・Cl・Ca・IP・e-GFR 糖 代 謝 :血糖・HbA1c	10		
⑦ 血液学的検査(貧血検査を含む) 白血球数・赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・血小板数・白血球分画・MCV・MCH・MCHC	10		
⑧ 心電図検査	10		
⑨ 胃部X線検査(デジタル撮影) 胃部内視鏡	1		
⑩ 大腸がん検査(免疫便潜血2日法:定量値含む)	1		

合計【入札金額】

注1:上記金額の算出に当たり、1円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。

なお、金額(合計含む。)の計算間違い及び入札書に記載の金額と不一致の場合は、当該入札は無効とする。

注2:採用時健康診断の⑨胃検査については、胃部X線検査、胃部内視鏡のいずれか金額の大きい方の価格を記入すること。

入札適合条件

「令和 7 年度健康診断事業」の役務請負先としては、以下の条件を満たすことが必要である。

条件
1. 令和 4・5・6 年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、 「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
2. 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）が提出されている こと。
3. 本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体 的には、各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（職歴、研修実績その他の経歴、 専門的知識その他の知見等）（注）を提出し、業務遂行能力を証明すること。
4. 情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部 署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」（仕様書別紙）を契約時に提出できることを確約するこ と。
5. 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
6. 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこ と。
7. 一定規模（200 名以上）の団体を複数受け入れ可能であり、健康診断業務を適正に履行でき る体制が整っていること。 （資料：①会社概況及び②医療従事者名簿を添付のこと。）
8. 日本総合健診医学会が認定する優良総合健診施設、又は日本人間ドック学会が認定する人間 ドック健診施設機能評価認定施設であること。 （資料：認定証の写しを添付のこと。）
9. 実施場所が、広島合同庁舎から 3 km 圏内の健康診断実施機関が保有する施設であること。

（注）業務遂行能力の基礎情報として必要なため、氏名、所属、役職、職歴、業務経験、研修実績その他
経歴、専門的知識その他の知見については必ず明記してください。

本件の入札に参加しようとする者は、上述の 1. ～ 9. の条件を満たすことを証明するために、別紙 1
及び別紙 2 の適合証明書を各項目の内容を確認できる書類等を必ず添付した上で、入札公告の 3.（4）
に従って提出し、中国経済産業局総務企画部会計課が行う適合審査に合格する必要がある。

(別紙 1)

年 月 日

支出負担行為担当官

中国経済産業局総務企画部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

「令和 7 年度健康診断事業」の入札に関し、応札者の条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出いたします。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して作業を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、中国経済産業局総務企画部会計課長の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

適 合 証 明 書

条件	回答
1. 令和4・5・6年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。 _____（格付けを記入すること）	○又は× _____
2. 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）が提出されていること。	
3. 本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見等）を提出し、業務遂行能力を証明すること。	○又は× _____ ○又は× _____
4. 情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」（仕様書別紙）を契約時に提出できることを確約すること。	
5. 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。	○又は× _____
6. 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。	○又は× _____
7. 一定規模（200名以上）の団体を複数受け入れ可能であり、健康診断業務を適正に履行できる体制が整っていること。 （資料：①会社概況及び②医療従事者名簿を添付のこと。）	○又は× _____
8. 日本総合健診医学会が認定する優良総合健診施設、又は日本人間ドック学会が認定する人間ドック健診施設機能評価認定施設であること。 （資料：認定証の写しを添付のこと。）	○又は× _____
9. 実施場所が、広島合同庁舎から3km圏内の健康診断実施機関が保有する施設であること。	○又は× _____

<適合証明書に対する照会先>

住 所：
所 属：
担 当 者 名：
電 話 番 号：
FAX番号：
E-mail：

契約書（役務）

案 件	令和 7 年度健康診断事業
案件内容・仕様	仕様書のとおり
契 約 金 額	単価表のとおり
納 入 期 限 （履行期限）	令和 8 年 3 月 3 1 日
契 約 期 間	仕様書のとおり
納 入 場 所 （履行場所）	仕様書のとおり
契 約 保 証 金	全額免除
そ の 他	支払時期：納入後（毎月） その他、契約条項のとおり

この契約を証するため、本契約書を 2 通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号
 支出負担行為担当官
 中国経済産業局総務企画部長 名

乙 [所在地]
 [相手方名称]
 [代表者氏名]

※契約条項は入札公告 7.（2）に記載の URL からダウンロードすること。

経済産業省役務請負契約条項

(適用)

第1条 本契約は、この契約条項によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (2) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書の規定に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(下請負の禁止等)

第3条 乙は、次の各号に定める下請負をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に委任し、又は請負わせること（契約金額100万円未満のものを除く）
- (2) 本契約の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせること

2 乙は、前項ただし書に基づく下請負を行う場合は、委任又は請負寄せた業務に伴う当該事業者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づく下請負を行う場合は、乙がこの契約を遵守するために必要な事項及び下請負の禁止について、下請負人と約定しなければならない。

4 甲は、本契約の納入期限内において乙が第1項第1号、第2項及び前項の規定に違

反して経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に委任し、又は請負寄せたことを知った場合は、乙に対し乙が当該事業者との間で締結した契約の変更又は解除若しくは当該事業者以外の事業者との契約の締結を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 5 前4項までの規定は、当該契約の下請負が何重であっても同様に取り扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(監督)

第5条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

(業務完了の通知)

第6条 乙は、業務が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第7条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)又は業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに検査をし、合格した上で引渡し又は給付を受けるものとする。

(所有権移転の時期)

第8条 前条の引渡し又は給付を終わった日をもって所有権移転の時期とする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 第7条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害を生じたときは、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、第7条の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求す

ることができる。

(対価の支払)

第11条 乙は、第7条に規定する検査に合格した後、対価を請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第13条 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに第7条の引渡し又は給付を終わらないときは、甲は、違約金として延引日数1日につき契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限までに本契約を完了しないとき、又は納入期限までに本契約を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、違約金の徴収、本契約の解除をしても、なお損害がある場合には、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(情報セキュリティの確保)

第16条 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに本条第2項及び仕様書別記「情報セキュリティに関する事項」に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出しなければならない。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、乙は、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況については、定期的に作成した情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書を甲に提出しなければならない。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得なければならない。

なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速

やかに甲と協議し対策を講じなければならない。

- 2 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）に基づく情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（個人情報の取扱い）

第17条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）及び行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第121条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）（以下「個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、個人情報等を取り扱わせる業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）に委任し、又は請負わせる場合には、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た第三者の変更及び第三者が再委任又は再下請け等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者及び再下請人等を単に「第三者」という。）。

- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、書面をもって甲に提出しなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

- 4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 甲から預託された個人情報等を第三者（前項記載の書面の合意をした第三者を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

- (2) 甲から預託された個人情報等について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

- (3) 本契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

- 5 乙は、本契約において個人情報等を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理（第三者による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、契約内容の遵守状況及び下請負先（再委託先を含む。）における個人情報等の取扱い状況について、甲に定期的に報告しなければならない。

- 6 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（第三者を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報等の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

- 7 乙は、本契約の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、書面をもって甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 8 乙は、甲から預託された個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 9 乙は、甲から預託された個人情報等以外に、本契約に関して自ら収集又は作成した個人情報等については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 10 乙は、乙又は第三者の責めに帰すべき事由により、本契約に関連する個人情報等（甲から預託された個人情報等を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（第三者による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。
- 11 本条の規定は、本契約又は請負業務に関連して乙又は第三者が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報等について、本契約を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（資料等の管理）

第18条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（成果の取扱等）

第19条 甲は、乙が、本契約により得られた成果のうち甲が指示するもの（以下「成果」という。）についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。ただし、乙又は第三者が所有していた権利は除くものとする。

- 2 乙は、成果に係るプログラムの著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を甲に移転するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。なお、著作者人格権を行使しようとする場合は、甲の承諾を得るものとする。

（契約の公表）

第20条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（電磁的記録による作成等）

第21条 乙は、本契約により作成することとされている書類等（書類、書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、甲が指定した場合を除き、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られた記録をいう。)の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

- 2 前項の規定により作成した書類等は、甲の指定する方法により提出しなければならない。なお、提出された当該書類等は、甲の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に甲に到達したものとみなす。

(人権尊重努力義務)

第 22 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(法律、規格等の遵守)

第 23 条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(紛争の解決方法)

第24条 本契約の目的の一部、納入期限その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 6 1 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - ロ 独占禁止法第 6 2 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第 8 9 条第 1 項又は第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第 6 1 条第 1 項の排除措置命令書

- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が既に解散している事業者団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 5 第2項に規定する場合において、乙が既に解散している事業者団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させると

ともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

1. 件名

令和 7 年度健康診断事業

2. 目的

職員の健康の保持増進及び安全の確保のため、中国経済産業局及び中国四国産業保安監督部（以下、「当局」という。）の職員等を対象とした各種健康診断を実施する。

3. 実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日

ただし、一般定期健康診断、子宮がん検診及び乳がん検診については令和 7 年 4 月～5 月を目処に実施すること。

4. 実施場所

健康診断機関自施設

5. 健康診断の種類、検査項目、予定数量

別紙 1 のとおり

ただし、予定数量とは受診者数を保証するものではない。

6. 健康診断実施方法

- (1) 健康診断の実施日時については、中国経済産業局総務企画部会計課担当者（以下、「担当者」という。）と健康診断機関（以下、「請負人」という。）が協議のうえ決定する。
- (2) 健康診断に必要な機材・物品（検査容器等を含む）等は、請負人が全て準備すること。
- (3) 担当者が作成した受診対象者名簿に基づいて、受診票等、必要書類一式および検査容器を個人ごとに封入し、担当者が指示した単位に仕分けして、担当者が指示した場所に健康診断開始日の原則 7 日前までに納入すること。
- (4) 担当者が作成した名簿に記載されている年齢及び共済組合員情報等に基づいて、一般定期健康診断及び臨時の健康診断については、別紙 2-1、採用時健康診断については、別紙 2-2 のとおり検査項目を受診させること。
- (5) 受診者のプライバシーへの配慮をできる限り行うこと。
- (6) 健康診断の実施にあたっては、十分な感染症対策を行うこと。

7. 健康診断実施体制

- (1) 医師及びスタッフについては、適切な健康診断を行えるよう必要な人員を配置すること。
- (2) 胸部 X 線検査、胃部 X 線検査、腹部超音波検査、乳腺超音波検査、マンモグラフィ検査及び心電図検査については、十分な経験・技術を有する専門医による読

影を行うこと。

- (3) 採血業務従事者については、十分な経験・技術を有する者を配置すること。
- (4) 検査途中で緊急に措置すべき所見が認められた場合は、直ちに担当者に報告すること。

8. 健康診断結果報告等

- (1) 健康診断結果（判定、数値等）については、十分な経験を有する医師が判定を行うこと。
- (2) 健康診断結果報告については、以下に定めるものの他、担当者と事前に協議して決定することとする。
- (3) 結果報告については毎月はじめに前月分をとりまとめ、(a)～(e)を中国経済産業局総務企画部会計課（以下、「担当課室」という。）へ納品すること。
 - (a) 本人用個人結果表。紙で1部。内容が外から見えないように封入したもの。
 - (b) 健康管理用個人結果表。紙で1部。五十音順に並べて納品すること。
 - (c) 受診者データ、検査項目ごとの検査数値、判定を記載した電子媒体。（Excel形式）
 - (d) 「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定されている特定健康診査に係る結果データ（厚生労働省の定めるファイル仕様に従った XML 形式）
 - (e) (d)の対象者について、ファイル名・氏名・カナ・性別・生年月日が記載された一覧（Excel 形式）
- (4) 胸部及び胃部X線、胃部内視鏡については、精査を要するものについては担当者の指示により画像を納入すること。
- (5) 検査結果で緊急に措置すべき所見が認められた場合は、直ちに担当者に報告すること。
- (6) 健康診断費の請求書は、担当者が指示した会計機関別に作成すること。

9. 情報の取扱い等

(1) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

(2) 情報管理体制

①請負人は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、当局に対し「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」（別紙3）を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、契約業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、

(資料番号4)

当局が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

(3) 履行完了後の情報の取扱い

当局から提供した資料又は当局が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。

10. その他

(1) 経済産業省共通のフォーマットである本件の契約書（契約条項を含む）について、契約締結日までにフォーマットの変更があった場合は、担当者と変更内容を確認のうえ、問題が無ければ変更に応じること。

契約書フォーマット（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html

(2) 本仕様書に定めのない事項については、担当者と協議のうえ決定することとする。

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙4））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から 17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含

む。)の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。

14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注

意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用】

15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。

- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。
また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。

17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があつた場合は、それに従うこと。

健康診断の種類、検査項目、予定数量

一般定期健康診断

検査項目	予定数量
① 診察 業務歴・既往歴・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体測定（身長・体重・肥満度・BMI・体脂肪率・腹囲）	190
② 視力（左右）及び聴力（オーディオメーター使用、1 KHz、4 KHz）の検査	190
③ 血圧測定	190
④ 尿検査（糖・蛋白・潜血）	190
⑤ 胸部X線検査（デジタル撮影）	190
⑥ 喀痰細胞診	5
⑦ 生化学的検査 肝機能：GOT・GPT・γ-GTP・TP・ALP・T-Bil・CH-E・蛋白分画 血中脂質：T-ch・TG・HDL-ch・LDL-ch 腎機能：尿酸・尿素窒素・クレアチン・Na・K・Cl・Ca・IP・e-GFR 糖代謝：血糖・HbA1c	190
⑧ 血液学的検査（貧血検査を含む） 白血球数・赤血球数・血色素量・ハマトクリット値・血小板数・白血球分画・MCV・MCH・MCHC	190
⑨ 免疫学的検査（40歳の組合員及び34歳以下の新規採用者） HCV抗体・HBs抗原	10
⑩ 心電図検査（新規採用者を除く）	135
⑪ 胃部X線検査（デジタル撮影）	25
胃部内視鏡	75
⑫ 大腸がん検査（免疫便潜血2日法：定量値含む）	135
⑬ 腹部超音波検査（胆嚢・肝臓・腎臓・膵臓・脾臓）	135

特別定期健康診断

検査項目	予定数量
① 診察（自覚症状等の検査）	1
② 被ばく経歴の評価	1
③ 末梢血検査（白血球数・白血球百分率・赤血球数・血色素量又はハマトクリット値）	1
④ 白内障に関する眼の検査	1
⑤ 皮膚の検査	1

臨時の健康診断

子宮がん検診

検査項目	予定数量
① 内診、頸部細胞診	70

乳がん検診（①②いずれかの選択制）

検査項目	予定数量
① 乳腺超音波検査	55
② マンモグラフィ検査（2方向）	15

採用時健康診断

検査項目	予定数量
① 診察 業務歴・既往歴・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体測定（身長・体重・肥満度・BMI・体脂肪率・腹囲）	10
② 視力（左右）及び聴力（オーディオメーター使用、1 KHz、4 KHz）の検査	10
③ 血圧測定	10
④ 尿検査（糖・蛋白・潜血）	10
⑤ 胸部X線検査（デジタル撮影）	10
⑥ 生化学的検査 肝機能：GOT・GPT・γ-GTP・TP・ALP・T-Bil・CH-E・蛋白分画 血中脂質：T-ch・TG・HDL-ch・LDL-ch 腎機能：尿酸・尿素窒素・クレアチン・Na・K・Cl・Ca・IP・e-GFR 糖代謝：血糖・HbA1c	10
⑦ 血液学的検査（貧血検査を含む） 白血球数・赤血球数・血色素量・ハマトクリット値・血小板数・白血球分画・MCV・MCH・MCHC	10
⑧ 心電図検査（年齢にかかわらず全員受診対象）	10
⑨ 胃部X線検査（デジタル撮影） 胃部内視鏡	1
⑩ 大腸がん検査（免疫便潜血2日法：定量値含む）	1

年齢別検査項目一覧表

- ：組合員（常勤、非常勤とも）のみ受診可能な検査項目
●：組合員でない非常勤職員も受診可能な検査項目

年齢は、令和 8 年 3 月 3 1 日現在

一般定期健康診断

検査項目			検査の詳細	1975年 以前生 (50歳 以上)	1976年生 (49歳) ～ 1985年生 (40歳)	1986年生 (39歳) ～ 1989年生 (36歳)	1990年生 (35歳)	1991年 以降生 (34歳 以下)	組合員の場合
医 師 診 察			診察、業務歴・既往歴・自覚症状及び他覚 症状の有無の検査	●	●	●	●	●	全員
身 体 計 測			身長、体重、視力、聴力、肥満度、BMI、 体脂肪率、腹囲	●	●	●	●	●	全員
血 圧				●	●	●	●	●	全員
尿 検 査			糖、蛋白、潜血	●	●	●	●	●	全員
血 液 検 査	生化学的	肝機能	GOT、GPT、γ-GTP、TP、ALP、総ビリル ビン、γ-GT、蛋白分画	●	●	○	●	○	全員
		血中脂質	総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステ ロール、LDLコレステロール						
		腎機能	尿酸、尿素窒素、クレアチン、Na、K、Cl、 Ca、IP、e-GFR						
		糖代謝	血糖、HbA1c						
	血液学的	(貧血検査を 含む)	白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリ ット値、血小板数、白血球分画、MCV、 MCH、MCHC	●	●	○	●	○	全員
	免疫学的	肝炎	HCV抗体、HBs抗原	40歳の共済組合員 および 34歳以下の入局 1 年目常勤職員 ※					
胸 部 X 線 検 査			デジタル撮影	●	●	●	●	●	全員
胃 部 検 査			X線検査（デジタル撮影）	●	●	/	/	/	40歳以上 ※
			内視鏡			/	/	/	
心 電 図 検 査			安静時	●	●	○	●	/	35歳以上
便 潜 血 反 応 検 査			免疫便潜血 2 日法：定量値含む	●	●	○	○	/	35歳以上
喀 痰 検 査			喀痰細胞診	●	●	/	/	/	40歳以上の希望者
腹 部 超 音 波 検 査			胆嚢、肝臓、腎臓、膵臓、脾臓	○	○	○	○	/	35歳以上

※入局 1 年目常勤職員の免疫学的検査については、34歳以下のみとする。

※胃の検査は、「胃部X線検査」又は「胃管内視鏡検査」のいずれかを選択。

臨時の健康診断

検査項目			検査の詳細	1975年 以前生 (50歳 以上)	1976年生 (49歳) ～ 1985年生 (40歳)	1986年生 (39歳) ～ 1989年生 (36歳)	1990年生 (35歳)	1991年 以降生 (34歳 以下)	組合員の場合
婦 人 科 検 診	子宮がん検診	内診、頸部細胞診		●	●	●	●	●	全員※ ただし、乳がん検診は 39歳以下は乳腺超音 波
	乳がん検診	乳腺超音波検査		●	●	●	●	●	
		視触診及びマンモグラフィ検査（2方向）		●	●	/	/	/	

※乳がん検診は、「乳腺超音波検査」又は「視触診及びマンモグラフィ検査（2方向）」のいずれかを選択。

採用時健康診断 年齢別検査項目一覧

年齢は、令和8年3月31日現在

検査項目			検査の詳細	採用時健診 50歳以上	採用時健診 40歳以上50歳未満	採用時健診 40歳未満
医 師 診 察			診察、業務歴・既往歴・自覚症状及び他覚症状の有無の検査	●	●	●
身 体 計 測			身長、体重、視力、聴力、肥満度、BMI、体脂肪率、腹囲	●	●	●
血 圧				●	●	●
尿 検 査			糖、蛋白、潜血	●	●	●
血 液 検 査	生化学的	肝機能	GOT、GPT、γ-GTP、TP、ALP、総ビリルビン、コリンエステラーゼ、蛋白分画	●	●	●
		血中脂質	総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール	●	●	●
		腎機能	尿酸、尿素窒素、クレアチン、Na、K、Cl、Ca、IP、e-GFR	●	●	●
		糖代謝	血糖、HbA1c	●	●	●
	血液学的	(貧血検査を含む)	白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数、白血球分画、MCV、MCH、MCHC	●	●	●
	免疫学的	肝炎	HCV抗体、HBs抗原			
胸 部 X 線 検 査			デジタル撮影	●	●	●
胃 部 検 査			X線検査（デジタル撮影）又は内視鏡検査	●		
心 電 図 検 査			安静時	●	●	●
便 潜 血 反 応 検 査			免疫便潜血2日法：定量値含む	●	●	
喀 痰 検 査			喀痰細胞診			
腹 部 超 音 波 検 査			胆嚢、肝臓、腎臓、膵臓、脾臓			

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
下請負先	F						

(※1) 受注事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

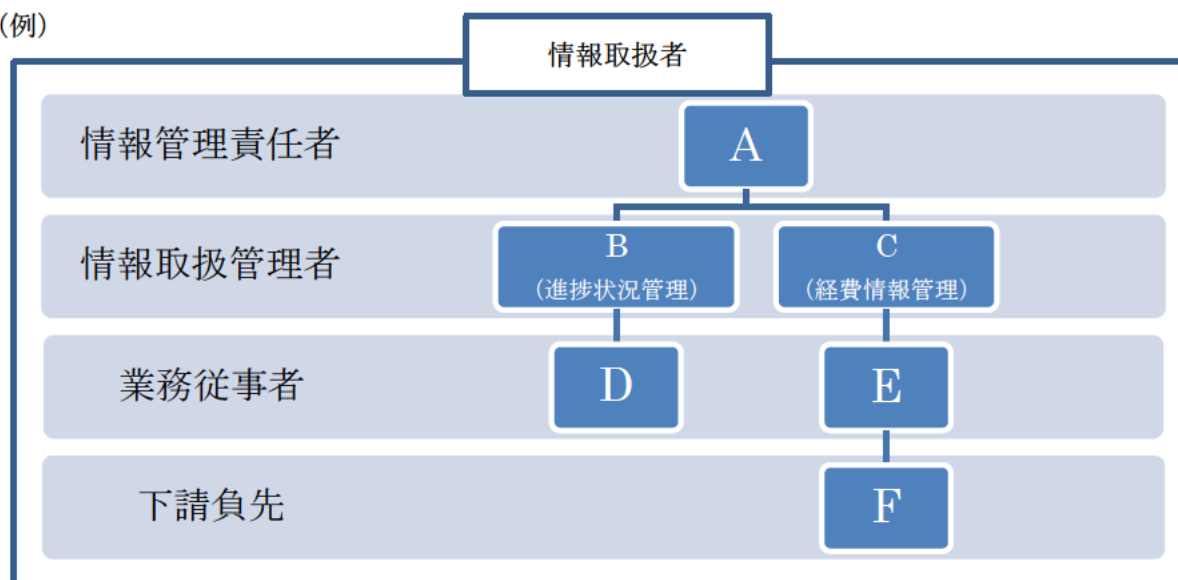
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(下請負先も含む。)
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項1）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2．報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 2)	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 3)	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 4)	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 5)	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項1）から17）までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 6)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。 なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 7)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当	

8)	職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2)」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12)及び13)におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	
情報セキュリティに関する事項 15)	情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。 （1）各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。 （2）情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。 （3）不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。 ①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。 ②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。 ③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。 ④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。 ⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。 （4）情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。 （5）サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずる	

	こと。 (6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。 (7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。 (8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。 ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。 ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。 ・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。 (9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。	
情報セキュリティに関する事項 16)	アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。 (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。 ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。 (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。 (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。 (4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。 (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。 (6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。	
情報セキュリティに関する事項 17)	外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等	

	(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。 なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。	
--	---	--

記載要領

1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2)から17)までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1)に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。
(この報告書の提出時期：定期的(契約期間における半期を目処(複数年の契約においては年1回以上))。)